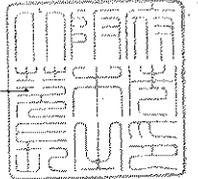


茨都第 1635 号
令和3年12月22日

茨木市住居表示審議会 会長 様

茨木市長 福岡 洋



町の名称（呼称）及び区域の変更について（諮問）

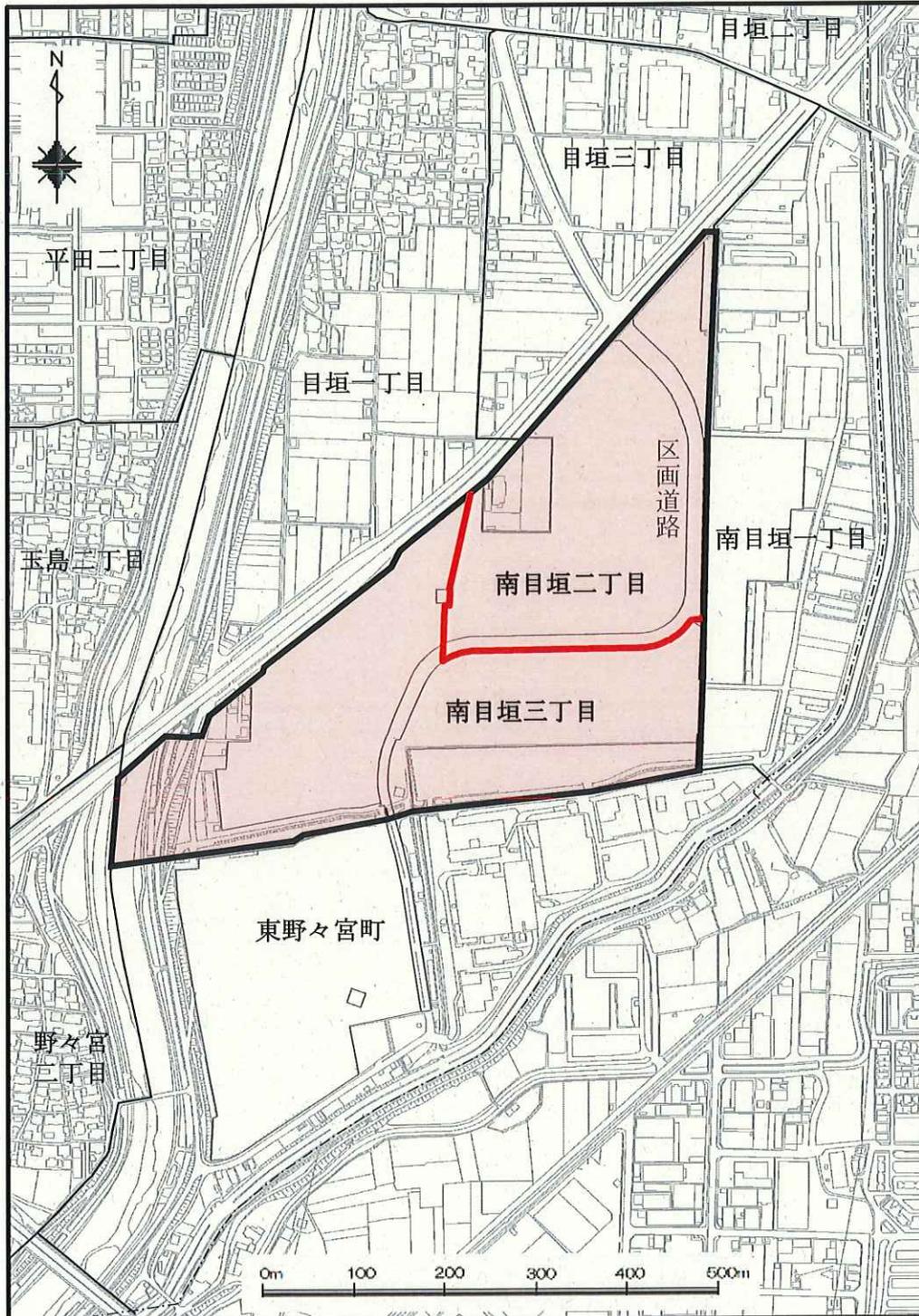
標記について、次のとおり変更したいので、茨木市住居表示審議会規則（茨木市規則第 68 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

町の名称（呼称）変更（案）

地方自治法第（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、「中河原町」の町の呼称を「なかかはらちょう」から「なかがわらちょう」に変更する。

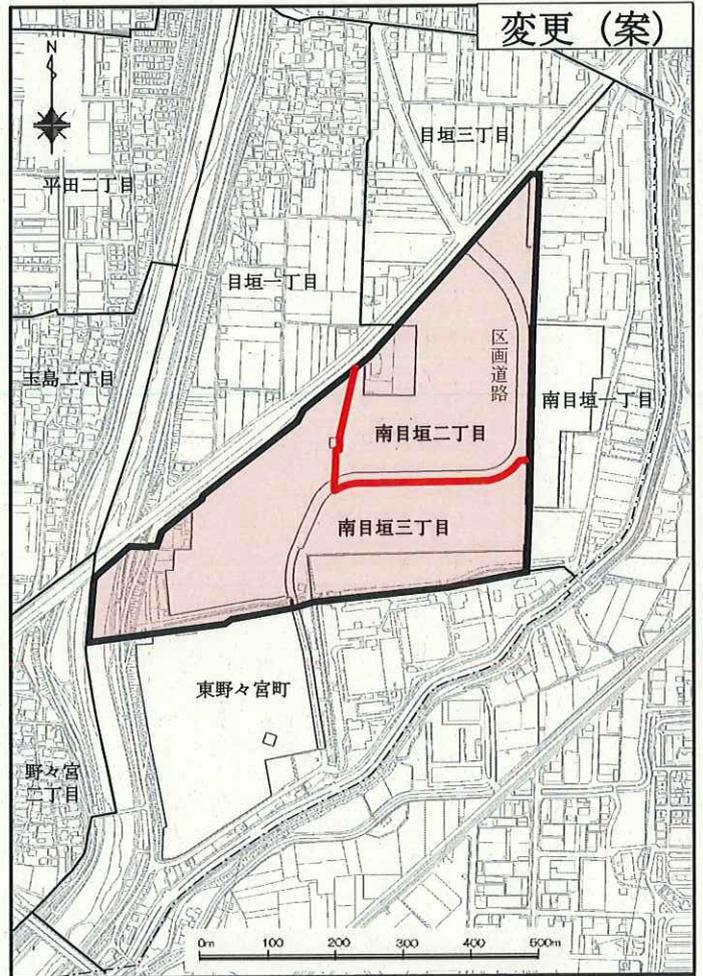
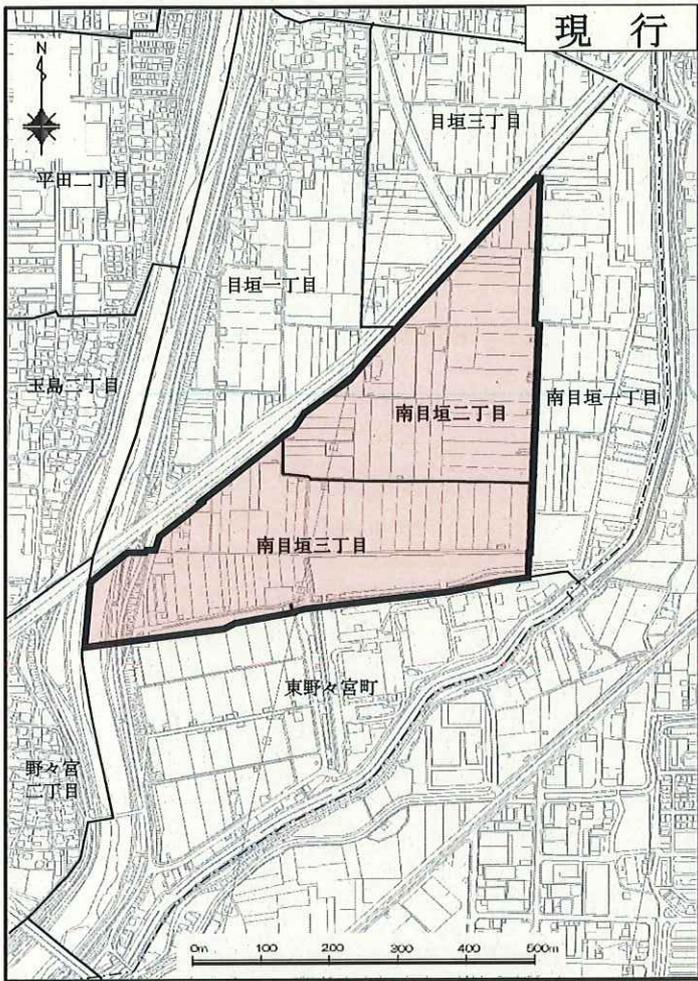
町の区域の変更（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、南目垣二丁目、三丁目の町の区域を次のとおり変更する。



凡 例	
	町の区域を変更する区域
	町界変更(案)
	行政界
	町界

新旧対照図 (参考)



凡 例	
	町の区域を変更する区域
	町界変更(案)
	行政界
	町界

令和3年度 第2回

茨木市住居表示審議会

令和3年12月22日

2

諮問内容

町の名称(呼称)及び
区域の変更について

町の名称(呼称)及び区域の変更について

(1)町の名称(呼称)及び区域の変更までの流れ

(2)町の名称(呼称)の変更について

①これまでの経過

②中河原町の概要

③町名変更の手続きに関する事務取扱要領

④町名変更申請書

⑤町の名称(呼称)の変更(案)

(参考)街区割図

(3)町の区域の変更について

①南目垣二丁目、三丁目の概要

②町の区域の変更の必要性

③町の区域の変更(案)

(参考)街区割案について

(4)予定スケジュール

(1)町の名称(呼称)及び区域の変更までの流れ

4

地方自治法第260条

地方自治法

(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

「町の呼称」については、その読み方が社会的にも普及しているものと考えられることから、その変更については、「町の名称」の変更として、地方自治法第260条の規定による手続きが妥当 (総務省確認)

茨木市附属機関設置条例(別表抜粋)

別表(第2条関係)

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市住居表示審議会	住居表示に関する事項についての調査審議に関する事務

茨木市住居表示審議会規則(抜粋)

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

町の名称(呼称)及び区域の変更までの流れ

市の素案の作成



住居表示審議会へ諮問、答申(市案の確定)

※茨木市住居表示審議会規則第2条



町の名称(呼称)及び区域の変更に関する議会の議決

※地方自治法第260条



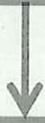
町の名称(呼称)及び区域の変更に関する市長の告示

※地方自治法第260条

[告示内容] 町の名称、区域

(参考)告示後の流れ

街区符号の付定



住所表示実施に関する市長の告示

※住居表示に関する法律第3条

[告示内容] 実施区域、実施期日、街区符号

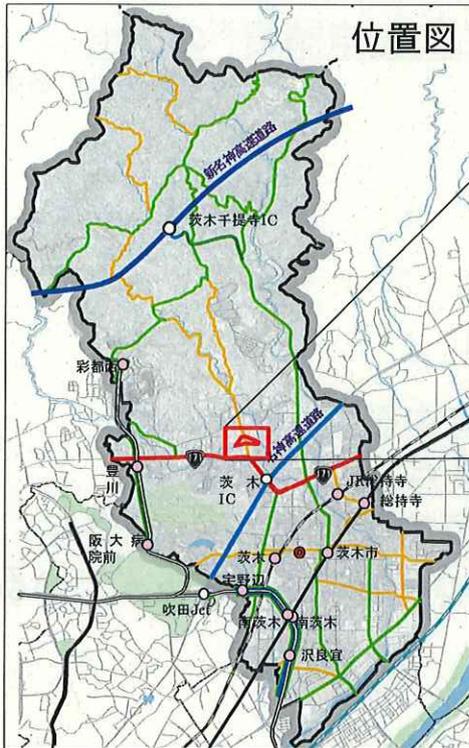
※関係人、関係行政機関、大阪府へ通知・報告

(2)町の名称(呼称)の変更について

①これまでの経過

年月等	内容
昭和51年1月	中河原町(なかかはらちょう)として住居表示実施
令和2年3月	中河原町自治会より呼称を「なかかはらちょう」から「なかがわらちょう」に変更されたい旨の要望書が提出
令和3年7月	住居表示審議会を開催し「呼称に関する町名変更の手續(案)」について諮問 ⇒審議会は以下の趣旨の内容を答申 ○呼称に関する町名変更にあたっては、変更を希望する自治会が「地域の良好なコミュニティ形成維持」と「地域主体のまちづくり推進・コミュニティ活性化」に取り組んでいることを確認すること
令和3年8月	審議会の答申を踏まえ、「茨木市町名変更の手續に関する事務取扱要領」を策定
令和3年11月15日	中河原町自治会より、「茨木市町名変更の手續に関する事務取扱要領」に基づき町名変更申請書が提出

②中河原町の概要



人口 : 797人(R2.4.30時点)
 世帯数 : 354世帯
 うち自治会加入300世帯
 (加入率 85%)
 街区数 : 17
 西国街道沿道に集落が形成

③町名変更の手續に関する事務取扱要領

「事務取扱要領」※とは町の名称(呼称)変更の手續について必要な事項を定めたもの

※参考資料1 参照

変更の要件	提出書類
①当該地域に混乱をきたさないよう、当該地域の住民等へ十分な周知を図り、理解と合意を得ること	(1)当該自治会及び連合自治会において、町名変更に関する合意形成の状況がわかるもの
	(2)当該地域の自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果
②当該地域主体のまちづくりの推進やコミュニティの活性化につながるような取組を継続的に実施すること	(3)町名に関する勉強会など、継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容

⇒町の名称(呼称)変更を希望する地域の自治会は、上記の書類を添付して、町名変更申請書を提出

④町名変更申請書

11月15日「中河原町自治会」より町名変更申請書*の提出

※参考資料2 参照

<変更内容>

現在の呼称 「なかかはらちょう」

希望する呼称 「なかがわらちょう」

<変更申請する理由>

- 1.『ナカガワラ』という歴史と愛着を共有する住民意識の統一
- 2.『まちづくり』の取り組みへの重要な接点としての位置づけ
- 3.『まちづくり』の老若男女あがての継続的な取り組みへの寄与
- 4.地域住民が「なかがわらちょう」という呼称に慣れ親しんでいるため

④町名変更申請書

変更の要件	確認できた内容
<p>①当該地域に混乱をきたさないよう、当該地域の住民等へ十分な周知を図り、理解と合意を得ること。</p>	<p>[自治会及び自治会未加入者への取組] ○掲示板、ごみ集積所に「変更申請」を行う旨を掲示 ○中河原町自治会300世帯向けに、町の名称(呼称)変更申請に関することを回覧(ニュースレター及び回覧3回) ○自治会未加入の48世帯に、市への町の名称(呼称)変更の要望や市との協議経過を個別配布 ○不在世帯のため未周知が6世帯 → 348世帯/354世帯(98%)に周知を実施</p> <p>[連合自治会への取組] ○福井地区自治会連合会役員会で、中河原町の名称(呼称)変更の承諾と手続開始の了承 ○福井地区自治会員向けに、市への中河原町の名称(呼称)変更の要望や市との協議経過を回覧 → 周辺地域への周知を実施</p> <p>[事業者への取組] ○53事業者等を個別訪問し、市への中河原町の名称(呼称)変更の要望や市との協議経過を周知 → 中河原町内及び福井地区や国道171号沿いの一部事業所にも周知を実施 ⇒反対意見はなく、理解と合意が得られている</p>

④町名変更申請書

変更の要件	確認できた内容
②当該地域主体のまちづくりの推進やコミュニティの活性化につながるような取組を継続的に実施すること。	○今後の取組内容 *中河原町の歴史やまちについての学習会 *街区表示板の付け替え *魅力発見ウォーキング など ⇒ <u>年に数回程度、地域主体のまちづくり活動を実施する予定</u>

事務取扱要領の「変更の要件」①と②に合致しており、地方自治法第260条の規定に基づく町の名称(呼称)の変更手続きを進める

⑤町の名称(呼称)の変更(案)

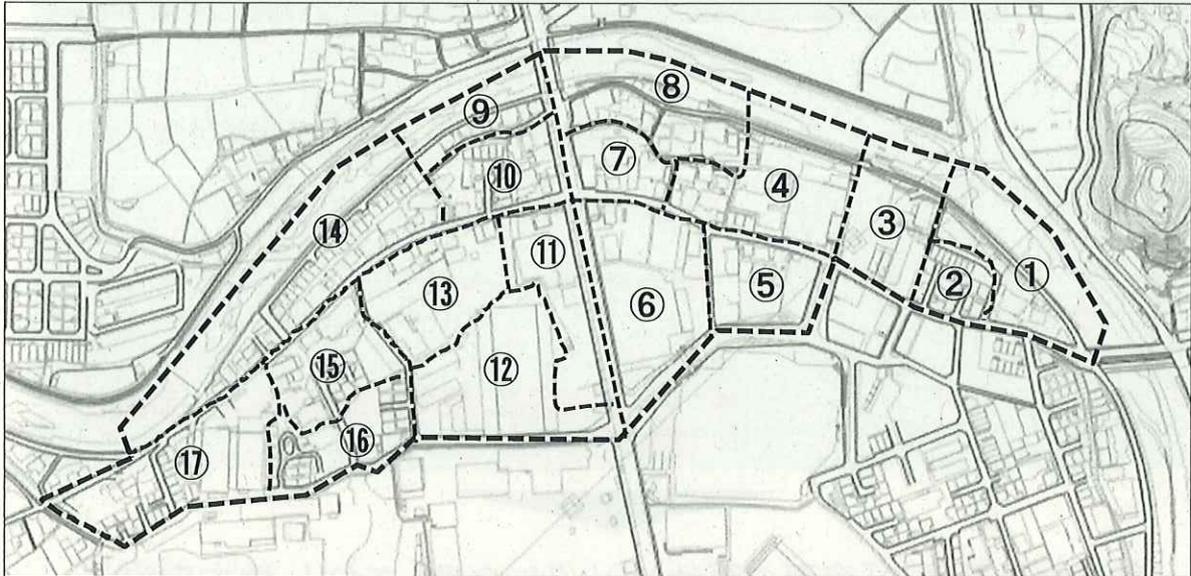
中河原町の名称(呼称)を

「なかかはらちょう」から

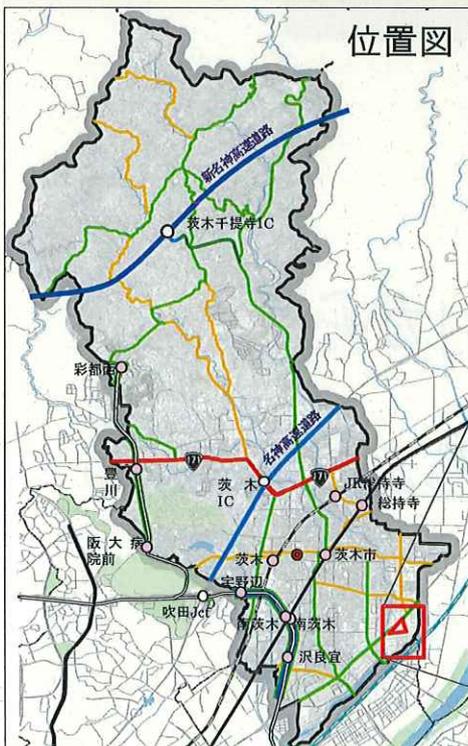
『なかがわらちょう』とする

(参考)街区割図

街区割りに変更はありません



①南目垣二丁目、三丁目の概要

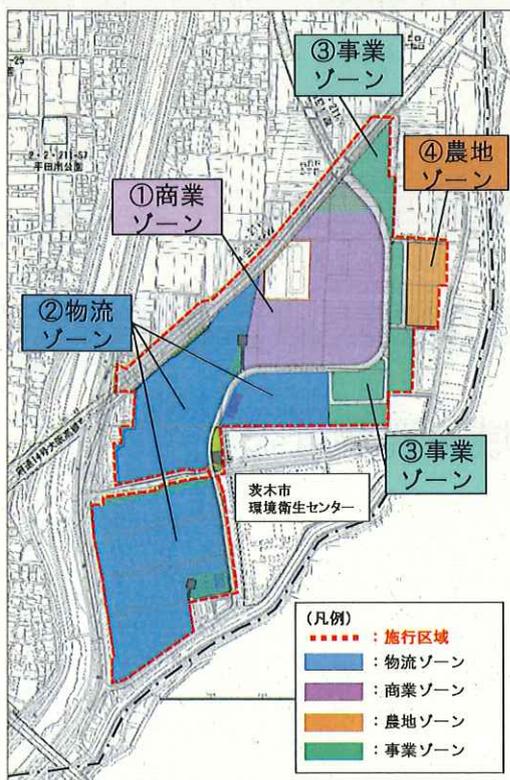


①南目垣二丁目、三丁目の概要

○これまでの経過

年度	経過
平成25年3月	交通利便性の優れた幹線道路沿道で産業立地ポテンシャルを有する当該地について、地権者の土地利用意向調査及び勉強会を実施
平成26年5月	目垣・東野々宮町地区まちづくり協議会の設立
平成29年2月	茨木市南目垣・東野々宮土地区画整理準備組合の設立
令和元年 9月	都市計画決定・変更の告示 (区域区分、土地区画整理事業、用途地域等)
11月	土地区画整理事業の「組合設立」及び「事業計画」の認可取得 ▼ 工事着工
令和2年 3月	仮換地の指定

①南目垣二丁目、三丁目の概要



○土地区画整理事業の概要

◇施行区域面積 : 約28ha

◇土地利用計画

- ・区域内を①商業ゾーン、②物流ゾーン、③事業ゾーン、④農地ゾーンに分割
- ・市南部地域の幹線道路沿道に相応しい、大規模商業施設と大規模物流施設の立地を誘導

◇主な公共施設

幅員17m(両側歩道:7m、車道10m)の区画道路を主道路として、その他幅員8m、6m、4.8mの区画道路を配置

①南目垣二丁目、三丁目の概要

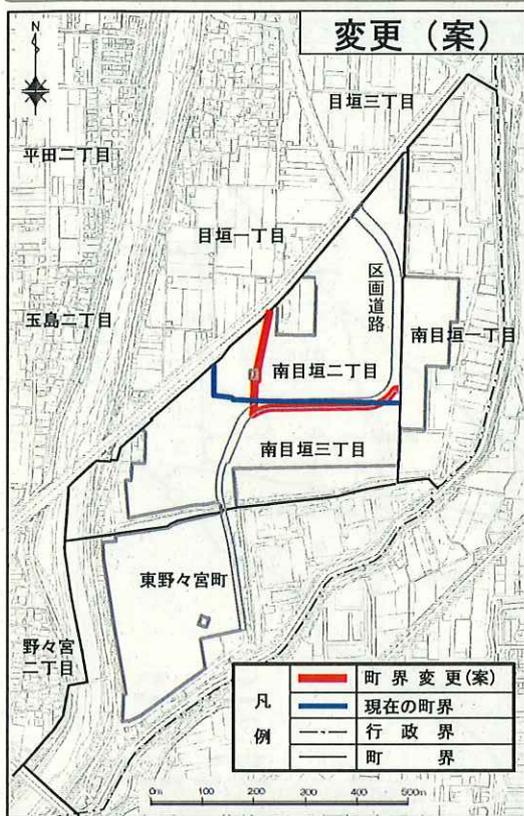
○今後の予定

年度	経過
令和4年度7月以降	順次使用収益の開始
令和5年度末	換地処分、区画整理登記
令和6年度	まちびらき

②町の区域変更の必要性

使用収益開始以降の諸活動、及び換地処分に伴う区画整理登記の円滑な実施に支障をきたさないよう、新たな土地利用計画に合わせて町の区域を変更する

③町の区域の変更(案)



◇町の区域変更の考え方

- 現在の町の区域をベースとし、新たな土地利用計画に合わせて茨木市住居表示実施基準に基づき変更
- 東西線：区画道路南側
南北線：土地利用境界
⇒ 構造物を設置
再現できるように図面で座標管理

(参考)茨木市住居表示実施基準 (町の境界)

町の境界は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等をもって定めるものとし、これらの境界線は、その一方の端を境界とし、原則として、これらが南北線の場合は西側、東西線の場合は南側の側線とする。

(参考) 街区割案について

茨木市住居表示実施基準より

第1-3(街区割)

街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の道路その他恒久的な施設等によって区画する。

第1-4(街区符号の付け方)

元茨木川緑地、茨木川又は佐保川を境に、東地区は阪急茨木市駅、西地区はJR茨木駅を中心として、その中心となる場所に最も近い街区を起点として、一定の基準により順序よくつけるものとする。

【街区符号の考え方】

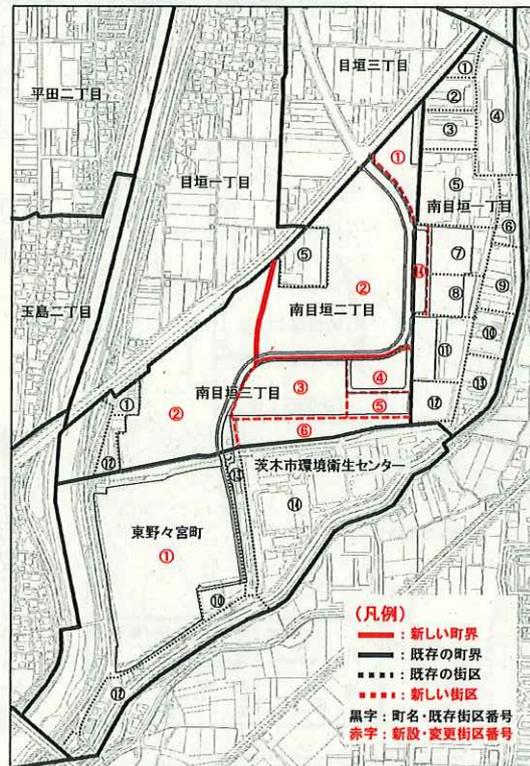
実施基準の考え方を基に、既存街区の位置を踏まえ、警察・消防などの緊急対応時や郵便などの配送時にわかりやすいよう、道路との位置関係を勘案し、順序よくつけるものとする。

(参考) 街区割案について

現在の街区割り図



区画整理後の街区割り図(案)



(4) 予定スケジュール

12月22日 … 住居表示審議会へ諮問、答申



3月 … 地方自治法第260条に基づく
議会議決



3月末まで … 告示(効力発生日:4月1日)

茨木市町名変更の手續に関する事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、地域住民に愛着のある呼称を使用することにより、地域主体のまちづくりにつなげることを目的として実施する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の規定に基づく町名変更の手續について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町名変更 本市の区域内の町の呼称の変更をいう。

(2) 自治会及び連合自治会 本市に届出を行い、自治会長名簿及び茨木市自治会連合会名簿に記載のある団体をいう。

(町名変更の要件)

第3 市長は、次に掲げる要件を満たすもののうち、適切と認めたものについて、町名変更の手續を行う。

(1) 町名変更を希望する地域の自治会は、当該地域に混乱をきたさないよう、当該地域の住民等へ十分な周知を図り、理解と合意を得ること。

(2) 町名変更を希望する地域の自治会は、町名変更が当該地域主体のまちづくりの推進やコミュニティの活性化につながるような取組を継続的に実施すること。

2 町名変更を希望する自治会は、町名変更申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 当該自治会及び連合自治会において、町名変更に関する合意形成の状況がわかるもの

(2) 当該地域の自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果

(3) 町名に関する勉強会など、継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容

(住居表示審議会の開催)

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、必要に応じて調査を行うとともに、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）により設置された茨木市住居表示審議会に当該町名変更について諮問するものとする。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から実施する。

様式第1号（第3関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

団体名
代表者名

町 名 変 更 申 請 書

町名変更について、次のとおり申請します。

1 変更内容

町名（漢字表記） _____

現在の呼称 _____

希望する呼称 _____

2 変更を希望する理由

3 添付書類

- (1) 自治会及び連合自治会において、変更に関する合意形成の状況がわかるもの
- (2) 自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果
- (3) 継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容

様式第1号 (第3関係)

令和 3年11月15日

(あて先) 茨木市長

団体名 中河原町自治会

代表者名 会長

町名変更申請書

町名変更について、次のとおり申請します。

1 変更内容

町名 (漢字表記) 中河原町
 現在の呼称 ナカカハラチョウ
 希望する呼称 ナカガワラチョウ

2 変更を希望する理由

1. 『ナカガワラ』という歴史と愛着を共有する住民意識の統一
2. 『まちづくり』の取り組みへの重要な接点としての位置づけ
3. 『まちづくり』の老若男女あがての継続的な取り組みへの寄与
4. 地域住民が「なかがわらちょう」という呼称に慣れ親しんでいるため

3 添付書類

- (1) 自治会及び連合自治会において、変更に関する合意形成がわかるもの
- (2) 自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果
- (3) 継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容



添付書類一覧（周知の取組、合意形成の概要）

1. 自治会及び連自治会において、変更に関する合意形成がわかるもの

(1) 中河原町自治会

○合意形成に関する書類

提出書類	日付	内容	資料番号
自治会報告書	11/15	変更申請について地域内で合意形成ができている旨の市長への報告文書 ※反対意見なく、変更賛成等の意見あり	①

○周知に関する書類

提出書類	日付	内容	資料番号
ニュースレター (回覧)	8/4	・町の呼称を「ナカガワラ」に変更する手続きへの協力 ・第1回住居表示審議会での審議内容報告	②
周知文(回覧)	10月	・変更を市長へ要望していること、市との協議経過の周知	③
周知文(回覧)	10/24	・変更申請を行う意向、地域での学習会の周知	④
周知文(回覧)	11/4	・変更申請の手続きを行う報告、地域での学習会の周知	⑤
掲示の写真	-	・掲示板とごみ集積所での「変更申請」を行うことの周知の様子	⑥

(2) 福井地区自治会連合会

○合意形成に関する書類

提出書類	日付	内容	資料番号
自治会連合会報告書	10/11	中河原町の呼称変更に関して福井地区内で合意形成ができている旨の中河原町自治会への報告文書 ※反対意見なし	⑦

○周知に関する書類

提出書類	日付	内容	資料番号
役員会議事録	10/1	・福井地区自治会連合会による、呼称変更の承諾と手続き開始の了承 ・福井地区内での周知文の回覧依頼	⑧
周知文(回覧)	10月	・変更を市長へ要望していること、市との協議経過の周知	⑨

2. 自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果

○周知に関する対応経過と対応結果の書類

提出書類	日付	内容	資料番号
自治会未加入世帯 近隣事業所 対応結果報告書	11/15	周知文の自治会未加入者個別配布先・事業者等個別訪問先、配布日、コメント一覧 ※反対意見なく、変更賛成等の意見あり	⑩

○周知に関する書類

提出書類	日付	内容	資料番号
周知文	10月	・変更を市長へ要望していること、市との協議経過の周知	⑪

中河原町内の周知状況

①自治会加入世帯	文書回覧にて周知：300世帯	} 348/354世帯(98%)に周知を実施 (不在のため2%は未周知)
②自治会未加入世帯	個別配布にて周知：48世帯	
③不在世帯	未周知：6世帯	
④事業所等	個別訪問にて周知：20か所(他、周辺地域の事業所等33か所)	

3. 継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容

提出書類	日付	内容	資料番号
今後の活動予定	11/15	・中河原町地域主体のまちづくりの取組における、今後の活動予定について（内容、目的、時期・回数）	⑫
周知文	11/4	・学習会『わが町「中河原」はどんな地域なのか学んでみませんか！』の案内	⑬

○町名変更申請書への添付資料 目次一覧

1. 自治会及び連自治会において、変更に関する合意形成がわかるもの

(1) 中河原町自治会

○合意形成に関する書類

- ・【報告】中河原町の呼称を「なかかはらちょう」から「なかがわらちょう」へ変更申請することに関する地域からの反応について（11月15日付）・・・①

○周知に関する書類

- ・中河原町自治会ニュース（8月4日付）・・・②
- ・福井地区住民のみなさまへ（回覧文）（10月回覧）・・・③
- ・中河原町呼名変更問題の現状と町名変更申請について（ご報告）（10月24日付）・・・④
- ・中河原町呼称変更申請について（ご報告）（11月4日付）・・・⑤
- ・掲示板、ごみ集積所での掲示写真・・・⑥

(2) 福井地区自治会連合会

○合意形成に関する書類

- ・【報告】令和3年度福井地区自治会連合会第3回役員会において議題となった中河原町呼称問題の意見集約結果について（10月11日付）・・・⑦

○周知に関する書類

- ・令和3年度福井地区自治会連合会第3回役員会議事録（10月1日付）・・・⑧
- ・【再掲】福井地区住民のみなさまへ（回覧文）（10月回覧）・・・⑨

2. 自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果

○周知に関する対応経過と対応結果の書類

- ・自治会未加入世帯及び近隣事業所対応結果報告書・・・⑩

○周知に関する書類

- ・【再掲】福井地区住民のみなさまへ（回覧文）（10月回覧）・・・⑪

3. 継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容

- ・中河原町地域主体のまちづくりの取組について・・・⑫
- ・中河原町『学習会』のご案内（11月4日付）・・・⑬

(あて先) 茨木市長

中河原町自治会
会長



【報 告】

中河原町の呼称を「なかかはらちょう」から「なかがわらちょう」へ
変更申請することに関する地域からの反応について

標記の呼称に関する町名変更申請につきまして、11月4日付で回覧した結果、下記
のとおりでしたので中河原町地区内における合意形成がはかられているものと思慮し
ます。

記

〈中河原町自治会に寄せられた意見〉

- ・変更申請に賛成です。
- ・特に問題ありません。
- ・「なかがわら」だと思ってました。

令和3年11月15日

【 中河原町自治会ニュース 】 R3.8.4号

～NAKAGAWARA 通信～

日ごろから自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、中河原町自治会では中河原町や福井地域のこと、また茨木市からの情報などを提供させていただき、安全で安心して暮らせる「中河原町」のまちづくりを進めていきたいと考えております。今後ともご協力よろしくお願い申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症対策などについて

現在茨木市では、大阪府の要請等を踏まえ、令和3年8月2日(月)～令和3年8月31日(火)まで「緊急事態宣言」が発出され引き続き「不要不急の外出の自粛」等が要請されています。市では、この期間の市主催の市民が参加するイベントや集会について、制限を設けるほか公共施設等の利用時間を午後8時までとしています。

2 「中河原」町名の呼称を「ナカガワラ」に変更する手続きについて

中河原町の皆様は「中河原」の町名呼称について、「ナカガワラ」と呼んでおられることと存じます。しかし、茨木市では「ナカカハラ」の呼称となっております。また、公共物の電柱、橋、史跡掲示板などで呼称が混在し、住民が困惑する状況などを踏まえ、令和元年12月に開催された「中河原地区の歴史探訪と地名の由来について」の町学習会に参加された住民の方々から、本来の「町固有」の呼称であり、実際に慣れ親しみ使用されている「ナカガワラ」の呼称の在り方について、「まちづくりの視点から町としての「歴史の継承」「統一感」が出せて望ましい」「住民の方々(特に子どもたち)の「地域への愛着」を増すことに繋がる」などのご意見を多数戴きました。これらの意向を踏まえ、令和2年3月6日付け福岡茨木市長に対して「ナカガワラ」への町名の変更要望を打診し、これまで市当局とも協議を進めて参りましたところ、本年7月に開催された「茨木市住居表示審議委員会」において名称の変更手続きの方法が決定されることとなりました。

今後とも呼称変更に向けて市当局と協議を進めて参ります。

円滑に進みますよう皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

3 福井地域の各種行事について

①「ふれあい祭」(福井地区自治会連合会主催) 中止

②「福井地区体育祭」(福井公民館主催) 中止

③「星をみる会」(福井公民館主催、関係団体共催)「マイタウン参照」

☆福井小学校グラウンドで開催予定の「星をみる会」は大阪府に緊急事態宣言発出されたことから延期されました。

中河原町自治会

会長

福井地区住民のみなさまへ

令和3年10月吉日

福井地区自治会連合会 会長 [REDACTED]
中河原町自治会 会長 [REDACTED]

『中河原』の呼称（読み方）に関する町名変更手続きについて

～ナカカハラからナカガワラへ～

茨木市長提出 令和2年3月6日。

私たち中河原町の住民は『中河原』という地名呼称は、旧来から現在に至るまで『ナカガワラ』と慣れ親しんで使用致しております。

おそらく福井地区の皆様におかれましても、同様に『ナカガワラ』と呼称されていることと存じます。

しかし、いつの時点からか現在電柱などに表記されている「ナカカハラ」の表記について、困惑の声が散見されておりました。

この地区では「ナカガワラ」が固有の呼称であるとの意識が強く、これまでも事情に明るい当時の地元の市議会議員からも、この件を指摘し行政に是正を求められた経緯もありましたが、未だ未解決のまま現在に至っております。

一昨年令和元年12月1日（日）に、『中河原地区の歴史探訪と地名の由来について』と題して、郷土愛を育てる取組の一環として、地元の郷土史家 [REDACTED] お迎えし、自治会主催の学習会を開催いたしました。

その中で、地名由来等の話題に触れる中で、当該地の地名呼称について、いつの間にもどのような経緯で、「ナカガワラ」から「ナカカハラ」へと発音のし辛い呼称変更がなされたのかと、参加者の中からも困惑と疑問の声が上がりました。

今日までの経緯や、学習会でのご意見などを踏まえ、自治会として総会決議を得て昨年3月6日に茨木市長宛てに表題の呼称変更についての要望書を提出致しております。

『中河原』町の呼称変更に伴う『中河原』交差点の表示についての要望

【追加関連事項】

茨木市長提出 令和2年3月25日。

また、西国街道と府道110号線（アルプラザ～福井郵便局～上福井）が交差する中河原町の中心である中河原町交差点に道標となる交差点表示がないことも、学習会の中で話題となり改めて追加関連事項として、『中河原町交差点道路標識設置の要望』を併せて請願致しました。

しかし、【中河原】交差点の名称は、既に国道171号交差点に存在していることから『ナカガワラ』の呼称問題が解決し、尚且つ現在の国道171号にある『中河原】交差点の名称変更問題も関係する大きなテーマでもありますが、【呼称問題および交差点道路標識の設置】について中河原町自治会としてこれらの問題の是正に取り組んでおりますので、福井地区の皆様方におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

※ つきましては、呼称問題等に関して茨木市との協議の過程を記した内容をご参考までに添付させていただきます。

「中河原ナカカハラ」の呼称問題について
茨木市より中河原町自治会への経過報告及び協議

【日時】：2021年7月19日（月）午後7時から9時
【場所】：中河原地区自治会館
【茨木市】：茨木市都市整備部 課長代理兼係長 新開 邦弘氏
細井 美緒氏
【自治会】：福井地区自治会連合会 会長 [REDACTED]
：中河原町自治会 会長 [REDACTED]
：オブザーバー 他自治会役員3名
郷土史家 [REDACTED]

【行政側からの報告事項】

令和3年7月6日（火）に市役所にて「第1回住居表示審議会」が開催されたことから、市より以下の報告があった。

「呼称（読み方）に関する町名変更の手続き」については、審議会からは妥当であるとの答申が得られたとのこと。

手続きを進める上では、地域に混乱をきたさないよう、自治会だけでなく自治会未加入者や事業者へ十分な周知を図り、理解と合意を得ていただきたい。また、町名変更が地域主体の街づくりの推進につながるような取り組みを検討し、継続して実施して頂きたいとのことであった。また、福井地区全域の理解も必要であるという観点から、自治会連合会に対しても理解増進への取り組みを促した。

【自治会としての今後の対応】

上記を踏まえ、「ナカカハラチョウ」から「ナカガワラチョウ」への町名変更申請の手続きを進めるため、以下の対応を図っていきたい。

- ① 自治会および自治会連合会において、町名変更申請の賛意・協力を得る。
- ② 「自治会掲示板」や「ごみ集積所掲示板」など、また自治会回覧の「中河原ニュース」等に「ナカカワラ」を「ナカガワラ」に変更する「呼称変更申請」を市に対して行う旨の周知を行う。また福井地区全域においての周知を図る。
- ③ 事業者についても周知を図り理解を得る。
- ④ 自治会主催で地域の歴史などをテーマとした地元への愛着がわき興味を深める「学習会」や街区表示板の確認や取り換えなど、小学生や子育て世代なども参加する地域のまちづくりの取り組みを検討し、継続して実施する。

【行政側の対応】

12月に「第2回住居表示審議会」を開催予定としており、11月中頃までに自治会から町名変更申請がなされた場合、中河原の呼称変更についても諮問を行う。

「第2回住居表示審議会」で妥当であるとの答申を得られれば、令和4年3月議会に諮る予定であるとのことであった。

令和 3年10月24日

中河原町自治会会員 各位

中河原町呼名変更問題の現状と町名変更申請について（ご報告）

秋冷の候 自治会会員に皆さまにはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、自治会運営諸般にわたりご支援、ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、中河原町の呼名変更につきましては、自治会ニュースや役員会などで取り上げさせていただき「中河原町」の呼名を「ナカガワラチョウ」と変更するため住民の皆様にも文書にてご説明申し上げたところ、反対されるご意見等はなく『ここは昔から「ナカガワラ」だと思っているのに呼名が「ナカカハラ」とは知らなかった。元に戻すのに賛成だ。』、『私たちはみな「ナカガワラ」と思っている』など賛成のご意見を多数いただいております。

また、福井地区内の皆様にもご理解をいただくため福井地区自治会連合会の役員会において町名の呼名を変更する説明行わせていただき福井地区住民の皆様からもご意見を頂戴したいとしたところ役員からは『「ナカカハラ」とは知らなかった。変更することに賛同する。』などのご意見のもと役員会の承認をいただき、福井地区住民の皆様にも文書を配布してご意見等を頂戴しましたが特に意見はありませんでした。

つきましては、これら取組みの結果、皆様の賛同を得たものとして町名変更申請（呼名変更）の手続きを進めて参りたいと考えておりますので、引き続き住民皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

《ご意見等・今後の活動予定》

1 「中河原町」呼名変更へのご意見等について

- ・町名呼名変更反対する意見はありませんでした。
- ・現在が「ナカカハラチョウ」の呼名であることを知らなかった。当然として「ナカガワラチョウ」に戻すべきである。
- ・私たちは皆「ナカガワラチョウ」に慣れ親しんでいる。
- ・他地区の人たちも皆「ナカガワラチョウ」と思っている。

2 今後の活動予定について

(1) 敦木市に「中河原町」の読み方を「ナカカハラチョウ」から「ナカガワラチョウ」へ変更する申請を行い手続きを進めていきます。

(2) 学習会の開催（講師：[REDACTED]）

日時：令和3年12月5日（日）午前10時00分から（一斉清掃終了後）

場所：中河原町自治会館

演題：『わか町「中河原」はどんな地域なのか学んでみませんか！』

ご意見等お問合せ先：中河原町自治会

会長 [REDACTED]

回覧

令和 3年11月4日

中河原町自治会会員 各位

中河原町呼称変更申請について（ご報告）

秋冷の候、自治会会員に皆さまにはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、自治会運営諸般にわたりご支援、ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、「中河原」の呼称を「ナカカハラ」から「ナカガワラ」へ変更することについては賛同するご意見などをいただいて参りました。

このようなご意見を受けて、令和3年10月24日付けの文書では茨木市に対して町名変更の申請手続きを行うこととして報告させていただきましたが、特にご意見等はありませんでしたので皆様のご賛同を得たものとして次の理由をもって変更申請を進めて参りたいと存じます。住民皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《変更申請する理由》

- 1 『ナカガワラ』という歴史と愛着を共有する住民意識の統一
- 2 『まちづくり』の取り組みへの重要な接点としての位置づけ
- 3 『まちづくり』の老若男女あがての継続的な取り組みへの寄与
- 4 地域住民が『なかがわらちょう』に慣れ親しんでいるから

《今後の活動予定》

中河原町呼称変更に伴い、私たちが住む歴史的な要所としての「中河原」にも着目して地域を再認識する良い機会として学習会を開催いたします。
奮ってご参加ください。

1 学習会の開催（講師：[REDACTED]）

日時：令和3年12月5日（日）午前10時00分から（一斉清掃終了後）

場所：中河原町自治会館

演題：『わが町「中河原」はどんな地域なのか学んでみませんか！』

※小中学生皆様のご参加大歓迎します。

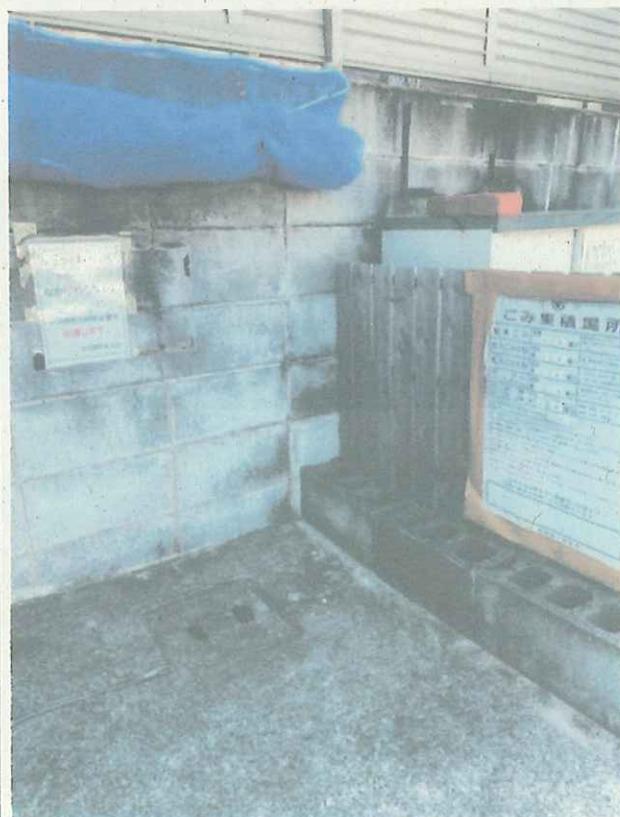
ご意見等お問合せ先：中河原町自治会

会長 [REDACTED]

町名変更のお知らせ(中河原町自治会館掲示板)



町名変更のお知らせ
(中河原町内ゴミ集積所掲示)



福井地区中河原町自治会
会長 [REDACTED]

福井地区自治会連合会
会長 [REDACTED]

【報 告】

令和3年度福井地区自治会連合会第3回役員会において議題と
なった中河原町呼称問題の意見集約結果について

標題の件につきまして、9月25日（土）に開催された第3回役員会の議題となった中河原町呼称問題の福井地区内の意見集約においては、地区内周知の結果特段意見等が無いことから、福井地区自治会連合会として当該案件については、福井地区内における合意形成がはかられているものと思慮します。

令和3年10月11日

令和3年度福井地区自治会連合会第3回役員会議事録

令和3年10月1日

《報告者》福井地区自治会連合会 会長 [REDACTED]

○日時：令和3年9月25日 午後6時00分から午後8時00分

○場所：福井公民館

○出席者：役員 [REDACTED]

幹事 [REDACTED]

AGENDA

1 開 会 会計： [REDACTED]

2 会長挨拶 会長： [REDACTED]

3 議 事（報告事項） 進行 会長： [REDACTED]

1) 福井地区秋祭りの件 乗り子稽古 10/1～10/8 10/10 祭り乗り子6人
各地区提灯献灯 三密避けて各地区にて対応
祝儀：各地区收受範囲 別途修繕代：5万円

2) 中河原町呼称問題の件

・経過報告 報告者：副会長（中河原町会長） [REDACTED]

・役員会承諾及び福井地区内の周知について

① [REDACTED]副会長からこれまでの経過について資料に基づき説明あり。

② 呼称変更については、福井地区自治会連合会役員会として全会一致にて承諾し、同手続き開始を了承する。

③ 福井地区内周知については、各会長が地区住民への資料回覧の協力を行う。

※補足事項 各地区の意見等は各自治会長より [REDACTED]会長が集約するものとする。

[REDACTED]会長は、集約された結果を [REDACTED]会長へ報告する。

3) 今期下半期の事業予定について

・新年互例会等 → 11/27（土）定例会時に検討する。

4) 茨木市自治会連合会報告

① コミュニティ助成事業申請物品の検討

② 地域コミュニティについて

4 その他報告事項

1) 各地区自治会連絡（報告）

2) 小学校見守りカメラ設置の件

→高間酒店前ほか5箇所市から設置の件連絡あり。

3) 次回開催予定 11月27日（土）午後6時から

5 閉 会

副会長 [REDACTED]

以 上

福井地区住民のみなさまへ

令和3年10月吉日

福井地区自治会連合会 会長 [REDACTED]
中河原町自治会 会長 [REDACTED]

『中河原』の呼称（読み方）に関する町名変更手続きについて

～ナカカハラからナカガワラへ～

茨木市長提出 令和2年3月6日。

私たち中河原町の住民は『中河原』という地名呼称は、旧来から現在に至るまで『ナカガワラ』と慣れ親しんで使用致しております。

おそらく福井地区の皆様におかれましても、同様に『ナカガワラ』と呼称されていることと存じます。

しかし、いつの時点からか現在電柱などに表記されている「ナカカハラ」の表記について、困惑の声が散見されておりました。

この地区では「ナカガワラ」が固有の呼称であるとの意識が強く、これまでも事情に明るい当時の地元の市議会議員からも、この件を指摘し行政に是正を求められた経緯もありましたが、未だ未解決のまま現在に至っております。

一昨年令和元年12月1日（日）に、『中河原地区の歴史探訪と地名の由来について』と題して、郷土愛を育てる取組の一環として、地元の郷土史家 [REDACTED] にお迎えし、自治会主催の学習会を開催いたしました。

その中で、地名由来等の話題に触れる中で、当該地の地名呼称について、いつの間にどのような経緯で、「ナカガワラ」から「ナカカハラ」へと発音のし辛い呼称変更がなされたのかと、参加者の中からも困惑と疑問の声が上がりました。

今日までの経緯や、学習会でのご意見などを踏まえ、自治会として総会決議を得て昨年3月6日に茨木市長宛てに表題の呼称変更についての要望書を提出致しております。

『中河原』町の呼称変更に伴う『中河原』交差点の表示についての要望

【追加関連事項】

茨木市長提出 令和2年3月25日。

また、西国街道と府道110号線（アルプラザ～福井郵便局～上福井）が交差する中河原町の中心である中河原町交差点に道標となる交差点表示がないことも、学習会の中で話題となり改めて追加関連事項として、『中河原町交差点道路標識設置の要望』を併せて請願致しました。

しかし、【中河原】交差点の名称は、既に国道171号交差点に存在していることから『ナカガワラ』の呼称問題が解決し、尚且つ現在の国道171号にある『中河原】交差点の名称変更問題も関係する大きなテーマでもありますが、【呼称問題および交差点道路標識の設置】について中河原町自治会としてこれらの問題の是正に取り組んでおりますので、福井地区の皆様方におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

※ つきましては、呼称問題等に関して茨木市との協議の過程を記した内容をご参考までに添付させていただきます。

「中河原ナカカハラ」の呼称問題について
茨木市より中河原町自治会への経過報告及び協議

【日時】：2021年7月19日（月）午後7時から9時
【場所】：中河原地区自治会館
【茨木市】：茨木市都市整備部 課長代理兼係長 新開 邦弘氏
細井 美緒氏
【自治会】：福井地区自治会連合会 会長 [REDACTED]
：中河原町自治会 会長 [REDACTED]
：オブザーバー 他自治会役員3名
郷土史家 [REDACTED]

【行政側からの報告事項】

令和3年7月6日（火）に市役所にて「第1回住居表示審議会」が開催されたことから、市より以下の報告があった。

”呼称（読み方）に関する町名変更の手続き”については、審議会からは妥当であるとの答申が得られたとのこと。

手続きを進める上では、地域に混乱をきたさないよう、自治会だけでなく自治会未加入者や事業者へ十分な周知を図り、理解と合意を得ていただきたい。また、町名変更が地域主体の街づくりの推進につながるような取り組みを検討し、継続して実施して頂きたいとのことであった。また、福井地区全域の理解も必要であるという観点から、自治会連合会に対しても理解増進への取り組みを促した。

【自治会としての今後の対応】

上記を踏まえ、「ナカカハラチョウ」から「ナカガワラチョウ」への町名変更申請の手続きを進めるため、以下の対応を図っていきたい。

- ① 自治会および自治会連合会において、町名変更申請の賛意・協力を得る。
- ② 「自治会掲示板」や「ごみ集積所掲示板」など、また自治会回覧の「中河原ニュース」等に「ナカカワラ」を「ナカガワラ」に変更する「呼称変更申請」を市に対して行う旨の周知を行う。また福井地区全域においての周知を図る。
- ③ 事業者についても周知を図り理解を得る。
- ④ 自治会主催で地域の歴史などをテーマとした地元への愛着がわき興味を深める「学習会」や街区表示板の確認や取り換えなど、小学生や子育て世代なども参加する地域のまちづくりの取り組みを検討し、継続して実施する。

【行政側の対応】

12月に「第2回住居表示審議会」を開催予定としており、11月中頃までに自治会から町名変更申請がなされた場合、中河原の呼称変更についても諮問を行う。

「第2回住居表示審議会」で妥当であるとの答申を得られれば、令和4年3月議会に諮る予定であるとのことであった。

自治会未加入世帯及び近隣事業所対応結果報告書

No.1

《自治会未加入世帯》

番号	名称等	配布日	コメント等
1	中河原町4番地	令和3年10月23日	5世帯
2	中河原町16番地	令和3年10月31日	15世帯
3	福山通運社宅	令和3年11月1日	10世帯
4	ヴェルデ中河原	令和3年10月23日	18世帯
合 計			48世帯

《近隣事業所等》

○中河原町内 事業所等

番号	事業所名	配布日	コメント
1	茨木高槻交通	令和3年10月31日	普段から「ナカガワラ」と呼んでいます。タクシーの行先などで「ナカカハラ」と言われる人はおられません。
2	北おおさか信用金庫アルプラザ茨木店	令和3年11月2日	
3	小坂自動車工業	令和3年10月31日	「ナカガワラ」だと思ってました。
4	福山通運茨木店	令和3年11月1日	「ナカガワラ」だと思ってました。配達や集荷で「ナカカハラ」を使うことはありません。
5	キリン堂中河原店	令和3年10月31日	
6	ユーシンショウワ	令和3年11月1日	公称「ナカカハラ」と知っていました。
7	日本山妙法寺茨木道場	令和3年10月31日	
8	ネポン大阪支店	令和3年11月2日	
9	ITTO個別指導学院中河原校	令和3年10月28日	「ナカカハラ」とは変な読み方だと思ってました。生徒が「ナカガワラ」と言うので、そのようにしゃべっていた。
10	個別指導キャンパス中河原校	令和3年10月28日	「ナカガワラ」と思ってました。
11	明光義塾北茨木教室	令和3年10月28日	公的には「ナカカハラ」となっているのに、地元の方は「ナカガワラ」と言うのでそれでしゃべってました。言いやすい方に変えることは歓迎です。
12	ヤクルト販売茨木北センター	令和3年11月2日	「ナカガワラ」と思ってました。
13	おそうじ本舗茨木彩都店	令和3年10月31日	賛成です。
14	タカマックス株式会社	令和3年10月29日	賛成です。
15	アニーオート	令和3年11月2日	
16	茨木社中(ニチデン)	令和3年10月31日	「ナカガワラ」だと思ってました。
17	来来亭中河原店	令和3年10月31日	
18	みゆき美容室	令和3年10月31日	賛成です。
19	谷口内科循環器クリニック	令和3年10月7日	
20	カメイ調剤薬局茨木中河原店	令和3年10月7日	
合 計			20か所

○周辺地域 事業所等

番号	名称等	配布日	コメント等
1	アルプラザ茨木	令和3年10月31日	「ナカガワラ」だと思ってました。
2	阪急バス茨木営業所	令和3年10月7日	
3	茨木警察署福井交番	令和3年10月7日	
4	福井高等学校	令和3年10月7日	
5	福井小学校	令和3年10月7日	
6	北中学校	令和3年10月7日	
7	茨木支援学校	令和3年10月7日	
8	福井幼稚園	令和3年10月7日	
9	福井多世代交流センター	令和3年10月7日	
10	小坂設備工業	令和3年10月7日	
11	日通	令和3年10月7日	
12	郡コミュニティセンター	令和3年10月7日	
13	セブンイレブン郡店	令和3年10月7日	
14	シェル石油茨木LPG事業所	令和3年10月7日	
15	吉野家国道171号線茨木店	令和3年10月7日	
16	てっぺい茨木総本家店	令和3年10月7日	
17	NEルーフィング	令和3年10月7日	
18	日本ファイバー	令和3年10月7日	
19	サンエー工業	令和3年10月31日	
20	DDセルフ茨木インター店	令和3年10月7日	
21	関西電力物流ヒガシ21	令和3年10月31日	
22	NTTロジックス	令和3年10月7日	
23	エサカ・サービス	令和3年10月7日	
24	清水工管	令和3年10月31日	
25	マエカワ自動車用品店	令和3年10月7日	
26	HYPHER FIT24茨木店	令和3年10月31日	
27	カーバリュー車買取専門店	令和3年10月7日	
28	郡保育所	令和3年10月7日	
29	郡幼稚園	令和3年10月7日	
30	郡小学校	令和3年10月7日	
31	郡自治会	令和3年10月31日	
32	千堤寺自治会	令和3年10月31日	
33	大岩自治会	令和3年10月31日	
合 計		33か所	

近 隣 事 業 所 合 計	53か所
---------------	------

以上、報告します。
中河原町自治会長 XXXXXXXXXX

福井地区住民のみなさまへ

令和3年10月吉日

福井地区自治会連合会 会長
中河原町自治会 会長

『中河原』の呼称（読み方）に関する町名変更手続きについて

～ナカカハラからナカガワラへ～

茨木市長提出 令和2年3月6日。

私たち中河原町の住民は『中河原』という地名呼称は、旧来から現在に至るまで『ナカガワラ』と慣れ親しんで使用致しております。

おそらく福井地区の皆様におかれましても、同様に『ナカガワラ』と呼称されていることと存じます。

しかし、いつの時点からか現在電柱などに表記されている「ナカカハラ」の表記について、困惑の声が散見されておりました。

この地区では「ナカガワラ」が固有の呼称であるとの意識が強く、これまでも事情に明るい当時の地元の市議会議員からも、この件を指摘し行政に是正を求められた経緯もありましたが、未だ未解決のまま現在に至っております。

一昨年令和元年12月1日（日）に、『中河原地区の歴史探訪と地名の由来について』と題して、郷土愛を育てる取組の一環として、地元の郷土史家 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 お迎えし、自治会主催の学習会を開催いたしました。

その中で、地名由来等の話題に触れる中で、当該地の地名呼称について、いつの間にどのような経緯で、「ナカガワラ」から「ナカカハラ」へと発音のし辛い呼称変更がなされたのかと、参加者の中からも困惑と疑問の声が上がりました。

今日までの経緯や、学習会でのご意見などを踏まえ、自治会として総会決議を得て昨年3月6日に茨木市長宛てに表題の呼称変更についての要望書を提出致しております。

『中河原』町の呼称変更に伴う『中河原』交差点の表示についての要望

【追加関連事項】

茨木市長提出 令和2年3月25日。

また、西国街道と府道110号線（アルプラザ～福井郵便局～上福井）が交差する中河原町の中心である中河原町交差点に道標となる交差点表示がないことも、学習会の中で話題となり改めて追加関連事項として、『中河原町交差点道路標識設置の要望』を併せて請願致しました。

しかし、【中河原】交差点の名称は、既に国道171号交差点に存在していることから『ナカガワラ』の呼称問題が解決し、尚且つ現在の国道171号にある『中河原』交差点の名称変更問題も関係する大きなテーマでもありますが、【呼称問題および交差点道路標識の設置】について中河原町自治会としてこれらの問題の是正に取り組んでおりますので、福井地区の皆様方におかれましては、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

※ つきましては、呼称問題等に関して茨木市との協議の過程を記した内容をご参考までに添付させていただきます。

「中河原ナカカハラ」の呼称問題について
茨木市より中河原町自治会への経過報告及び協議

【日時】：2021年7月19日（月）午後7時から9時
【場所】：中河原地区自治会館
【茨木市】：茨木市都市整備部 課長代理兼係長 新開 邦弘氏
細井 美緒氏
【自治会】：福井地区自治会連合会 会長 [REDACTED]
：中河原町自治会 会長 [REDACTED]
：オブザーバー 他自治会役員3名
郷土史家 [REDACTED]

【行政側からの報告事項】

令和3年7月6日（火）に市役所にて「第1回住居表示審議会」が開催されたことから、市より以下の報告があった。

「呼称（読み方）に関する町名変更の手続き」については、審議会からは妥当であるとの答申が得られたとのこと。

手続きを進める上では、地域に混乱をきたさないよう、自治会だけでなく自治会未加入者や事業者へ十分な周知を図り、理解と合意を得ていただきたい。また、町名変更が地域主体の街づくりの推進につながるような取り組みを検討し、継続して実施して頂きたいとのことであった。また、福井地区全域の理解も必要であるという観点から、自治会連合会に対しても理解増進への取り組みを促した。

【自治会としての今後の対応】

上記を踏まえ、「ナカカハラチョウ」から「ナカガワラチョウ」への町名変更申請の手続きを進めるため、以下の対応を図っていきたい。

- ① 自治会および自治会連合会において、町名変更申請の賛意・協力を得る。
- ② 「自治会掲示板」や「ごみ集積所掲示板」など、また自治会回覧の「中河原ニュース」等に「ナカカワラ」を「ナカガワラ」に変更する「呼称変更申請」を市に対して行う旨の周知を行う。また福井地区全域においての周知を図る。
- ③ 事業者についても周知を図り理解を得る。
- ④ 自治会主催で地域の歴史などをテーマとした地元への愛着がわき興味を深める「学習会」や街区表示板の確認や取り換えなど、小学生や子育て世代なども参加する地域のまちづくりの取り組みを検討し、継続して実施する。

【行政側の対応】

12月に「第2回住居表示審議会」を開催予定としており、11月中頃までに自治会から町名変更申請がなされた場合、中河原の呼称変更についても諮問を行う。

「第2回住居表示審議会」で妥当であるとの答申を得られれば、令和4年3月議会に諮る予定であるとのことであった。

中河原町地域主体のまちづくりの取組について

令和3年11月15日

中河原町自治会長 

今後の取組内容については次のとおりを予定しています。

内 容	目 的	時期・回数
中河原町の歴史やまちについて	自分たちが住んでいる地域について学び、愛着やほこりを形成する。	令和3年12月開催 以降、年1回程度実施
街区表示板の付け替え	「ナカガワラ」に変更となったことを知ってもらうとともに、小学生等と一緒に付け替えを行うことで、幼少期から地元について知り、親しんでもらう機会を提供する。	令和4年 春～夏頃実施
まちの呼び方についてゲームを通じて学ぼう	地元の子どもたちを対象に、ゲームを通じて地元について学んでもらう機会を提供する。大字の呼称と今の呼称、読み方が難しい地名を紹介し、それぞれの由来を学ぶ中で、改めて中河原町の町名の由来等に触れ、地域について知ってもらう。	令和4年 冬頃実施
魅力発見ウォーキング	中河原町内の歴史的に重要な旧跡を歩くウォーキング大会を通じて、地域内の歴史や魅力の再発見を行う。	年1回程度実施

その他、地域の状況に応じて、地域主体のまちづくりの推進やコミュニティの活性化につながる取組を継続的に開催します。

令和3年11月4日

自治会会員 各位
(参加自由)

中河原町『学習会』のご案内

～わが町「中河原」はどんな地域なのか学んでみませんか！～

「郷土を愛す」とか「郷土を守る」という言葉を聞きますが、それはどういうことなのでしょう。「住んでいるところを大切にすること」や「街をきれいにすること」など、皆さんそれぞれが持っておられることと思います。

歴史的な要所の「中河原」に着目して「地域の歴史やどんな町に住んでいるのか」を学び知ることがさらに「郷土を愛し、大切に守っていく」ことに繋がると思いませんか。皆さん！この機会に私たちの住んでいる地域について勉強しましょう。

《学習会日程》

- ◆ 日 時 : 令和3年12月5日(日) (一斉清掃終了後)
午前10時00分～11時00分
- ◆ 場 所 : 中河原町自治会館
- ◆ 講 師 : XXXXXXXXXX
- ◆ 参加者 : 自治会員の皆さん、どなたでも大歓迎です！
※小中学生皆さんのご参加大歓迎します。

《内容の一部》

- ◇ どう読みますか？
…「温泉津」「柴島」「五百住」
では「中河原」はどう読まれてきたのでしょうか？
- ◇ 「中河原」の歴史について

【お問合せ先】

中河原町自治会長
XXXXXXXXXX